

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	企業の農業参入の現状 .....	2
3	企業の農業参入の動機 .....	3
4	農地の確保 .....	4
5	技術の習得 .....	4
6	営農計画の作成 .....	5
7	地域農業との協調 .....	5
8	企業の農業参入形態 .....	6
9	農地所有適格法人*.....	8
	(1)農地所有適格法人とは	
	(2)親会社の農地所有適格法人への支援	
	(3)農地所有適格法人となるための要件	
	(4)農地所有適格法人の設立手順	
	(5)農地所有適格法人の農地貸借の手順	
10	農地中間管理事業による農地の貸借 .....	15
11	解除条件付きの農地貸借 .....	17
	(1)貸借の条件	
	(2)解除条件付き農地貸借の手順	
12	認定農業者制度 .....	19
13	農業制度資金 .....	20
<b>&lt;参考&gt;</b>		
1	企業の農業参入事例 .....	21
2	農地の売買・貸借に関する制度について .....	27
3	営農計画の例 .....	29
4	農地所有適格法人の定款例 .....	35
5	農地法で農地を貸借する場合の許可申請書（例） .....	41
6	農地中間管理事業への応募申込書 .....	72
7	農業経営基盤強化促進法で利用権設定する場合の書類（例） .....	75
8	農業経営改善計画認定申請書（認定農業者申請時） .....	80
9	関係機関連絡先一覧 .....	83

※農業生産法人がH28.4から農地法改正で改められた名称

# 1 はじめに

平成21年の農地法の改正により一般企業でも農地を借りることができるようになり、県内でも企業の農業への参入が進んでいます。また、平成27年8月の農地法改正では、農地を所有できる法人の要件が緩和され、参入件数はさらに増加傾向にあります。

企業の農業参入は、農業の新たな担い手として期待されるとともに、雇用の場の創出など地域経済の活性化の観点からも重要となっています。さらに、企業がこれまでに育んだ経営ノウハウが、地域の農業に波及する効果も期待できます。

しかしながら、実際の参入にあたっては関連する法制度の理解、農業技術の習得、地域の実情に応じた参入方法や営農計画などの十分な検討が必要です。

このため、静岡県と公益社団法人静岡県農業振興公社では、地域の農業者と協調し、農地を有効に利用して農業経営を行う企業を農業の多様な担い手とし、参入の支援をしています。

このガイドブックには、企業が農業に参入する際に必要な事項をとりまとめました。農業参入をご検討されている企業の皆様の一助となれば幸いです。

## ☆「農業生産法人」と「農地所有適格法人」

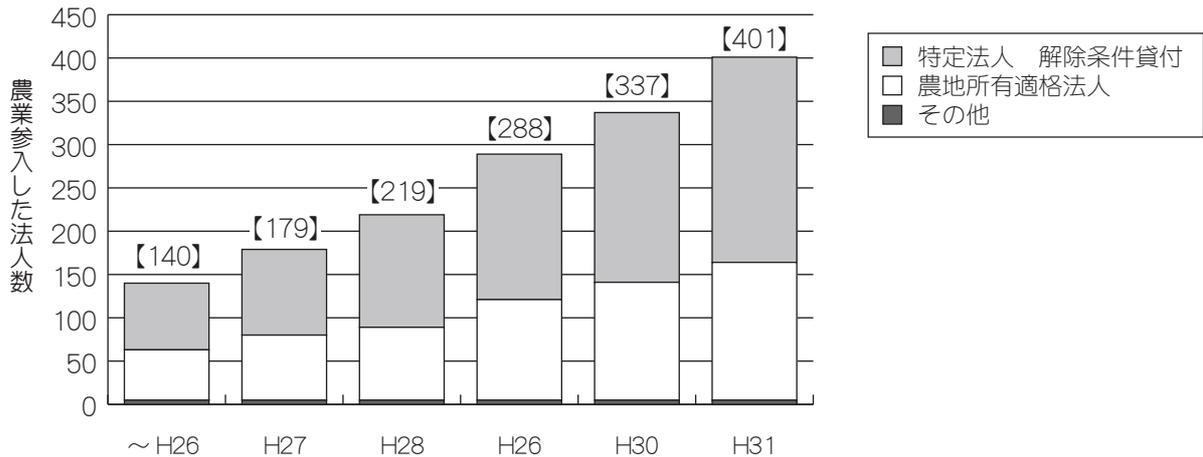
これまで農地を保有できる法人を「農業生産法人」と呼称していましたが、平成28年4月1日以降「農地所有適格法人」と農地法上の呼称が変更になりました。



## 2 企業の農業参入の現状

企業の農業参入は、農地所有適格法人を設立して参入する従来の方法の他、平成21年12月の農地法改正により規制が緩和され、要件はあるものの、一般法人のままで参入することが可能となり、これらにより、県内で401法人（令和元年12月現在）が農業に参入しています。

### (1) 農業参入した企業の状況



### (2) 企業等の新規参入数

毎年12月末時点

区分	～H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	現状
特定法人	77	—	—	—	—	—	—	237 <sup>※2</sup>
解除条件貸付		22	31	38	28	41	29	
農地所有適格法人	58	17	9	31	21	23	— <sup>※1</sup>	460 <sup>※3</sup>
その他	5	—	—	—	—	—	—	5
計	140	39	40	69	49	64		
累計		179	219	288	337	401		

※1 調査方法の変更により、当該年度の新規参入法人数が確定しないため未記載。

※2 令和2年12月末時点で営農している法人数。（撤退した法人や、解除条件貸付により参入し農業生産法人化した法人もあるため、合計値とはならない。）

※3 2以上の市町で営農している法人は重複して計上しているため、合計値とはならない。

### (3) 静岡県内の参入企業の状況

令和2年12月末時点

参入 企業数	参入地域			主な事業の分類						
	東部	中部	西部	農業	食品関連	製造	サービス・販売	建設・土木	非営利	その他
237	84 (36%)	20 (8%)	133 (56%)	100 (42%)	29 (12%)	8 (4%)	9 (4%)	16 (7%)	16 (7%)	58 (24%)

### 3 企業の農業参入の動機

企業が農業を始める動機は、農業を新たな事業に育てたい、原材料を調達したい、余剰労働力を利用したい、地域や社会に貢献したいと様々です。

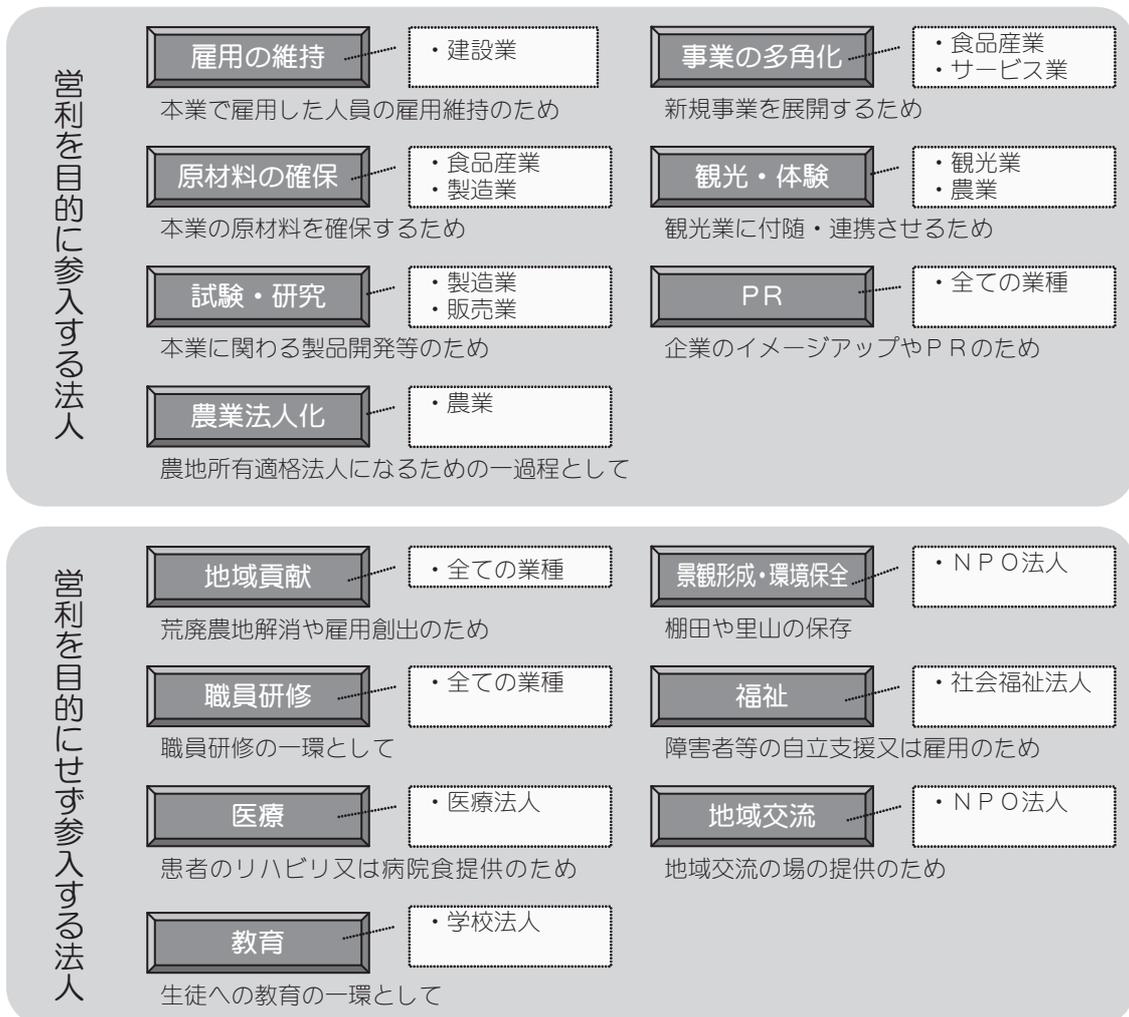
しかし、農業を始めた企業の多くは、農業部門を黒字化するのに長い時間がかかっているのが現状です。

農業を始める目的を明確にするとともに、企業ならではの視点やノウハウを農業に生かしたり、農業により本業の価値を高めることが成功のポイントとなります。

- 例) 食品製造会社が、原材料の農産物を生産し、「畑から食卓まで」を実現
- 建設業者が、自ら荒廃農地を再生し、ハウス建設を行い初期投資低減
- 人材派遣会社が、意欲の高い従業員を確保
- システム開発会社が、独自の農産物栽培システムを開発・利用
- 企業の営業力により販売先を確保



#### 一般法人の参入動機



## 4 農地の確保

農業従事者が減少し荒廃農地が存在するものの、地権者にとって農地は財産でもあるため、農地を借りるには、地権者や地域の農業者との信頼関係が重要です。

また、平坦でまとまった農地は、地域の農業者にも需要があり、参入初期に借りることは困難です。まずは、荒廃農地を含めた小区画の農地等であっても、栽培の実績をつくってから規模拡大を図ることが必要です。

参入後、農地を有効に利用し丁寧に管理を行ってれば、周囲の地権者から借りて欲しいとの声が集まってくるようです。

参入に際して農地を探すには、以下の方法等により様々な情報を集めることが必要です。ただし、正式な貸借契約にあたっては市町農業委員会や農地中間管理機構、市町農政担当課に必ず相談してください。



- ・市町農業委員会や地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に相談する。

(実現性のある経営計画や営農計画が必要です。)

- ・農地中間管理機構の借受けを希望する者の公募に応募する。
- ・地域の農業者や社員、親戚等のツテをあたる。
- ・耕作されていない農地を探し、地権者と交渉する。
- ・ホームページ、チラシ等で農地の貸し出しを募集する。
- ・全国農地ナビで農地情報を収集する。

## 5 技術の習得

農産物の栽培は、農地や気象に大きく影響されるため、これに対応して作物の生育をコントロールする農業技術の習得が必要です。また、商品として販売するには、実需者のニーズに応える量や品質が求められ、早期に経営を安定させるには、栽培技術の習得、技術者の養成が重要です。

技術を習得するには、以下の方法が考えられます。

- ・技術のある農業者を雇用する。若しくは指導を受ける。
- ・県農林環境専門職大学等の研修施設が開催する講座を従業員が受講する。
- ・コンサルタント業務を行う農地所有適格法人等と契約する。
- ・先進的な経営体に、従業員を研修生として派遣する。



県では、農林事務所を県下7か所に設置し、普及指導員が農業者に対し、農業技術や経営計画策定の支援を行っています。

また、県農林環境専門職大学では、野菜栽培の基礎技術を学ぶ「静岡アグリ実践大学」やトラクター等の操作方法を学ぶ「農業機械研修」を開催し、新規就農希望者や農業法人の従業員育成の支援を行っています。

その他、県では試験研究機関を県下に6か所設置しています。

## 6 営農計画の作成

農業といっても、水稻や果樹のように広大な農地を利用して行う露地栽培、イチゴやトマトのようにハウス内で温度、かん水等をコントロールして行う施設栽培など、様々な栽培方法があり、単位面積当たりの収量や労働時間に大きな違いがあります。

何を、どこで、どうやって栽培するか、生産に必要な経費、販売先と得られる収入、必要な労働力や資金確保の方法などについて、できる限り正確な情報を集め、実現性の高い詳細な営農計画を策定することが重要です。

また、市町や農業委員会に農地の貸借の相談をする際は、単に作りたい品目や地域を伝えるだけでなく、参入の目的と現実的な営農計画を準備し、自社の行う農業経営が継続的で安定的であることを示す必要があります。

営農計画は、農業経営開始から5年後を目標に、5年間の計画を作成するのが一般的です。(p 29に参考の様式)

- ・ 経営概要 (作目、経営規模、所得目標、労働力)
- ・ 技術習得 (研修、雇用)
- ・ 資本装備 (必要となる施設・機械、事業費)
- ・ 農地 (面積、場所、借地、購入、確保後に必要な作業)
- ・ 販売計画 (販売先、単価、量)
- ・ 生産計画 (作目、面積、収量、反収)
- ・ 収支計画書 (売上、経費、農業所得)
- ・ 労働力 (目標年度、季節別)
- ・ 資金計画 (投資内容、事業費、資金調達)



## 7 地域農業との協調

農業を行うには、農地だけでなく農道、水路等が必要であり、農産物を生産する基盤として、農村全体で協力し、維持・管理しています。そのため、農業を始めるには、地域の農業者の理解を得るとともに、地域の農業者との適切な役割分担の下に農業を行う必要があります。

農地を借りる際には、地域の農業者や自治会に対する説明会を開催するなどして、地域の理解を得ることが必要です。

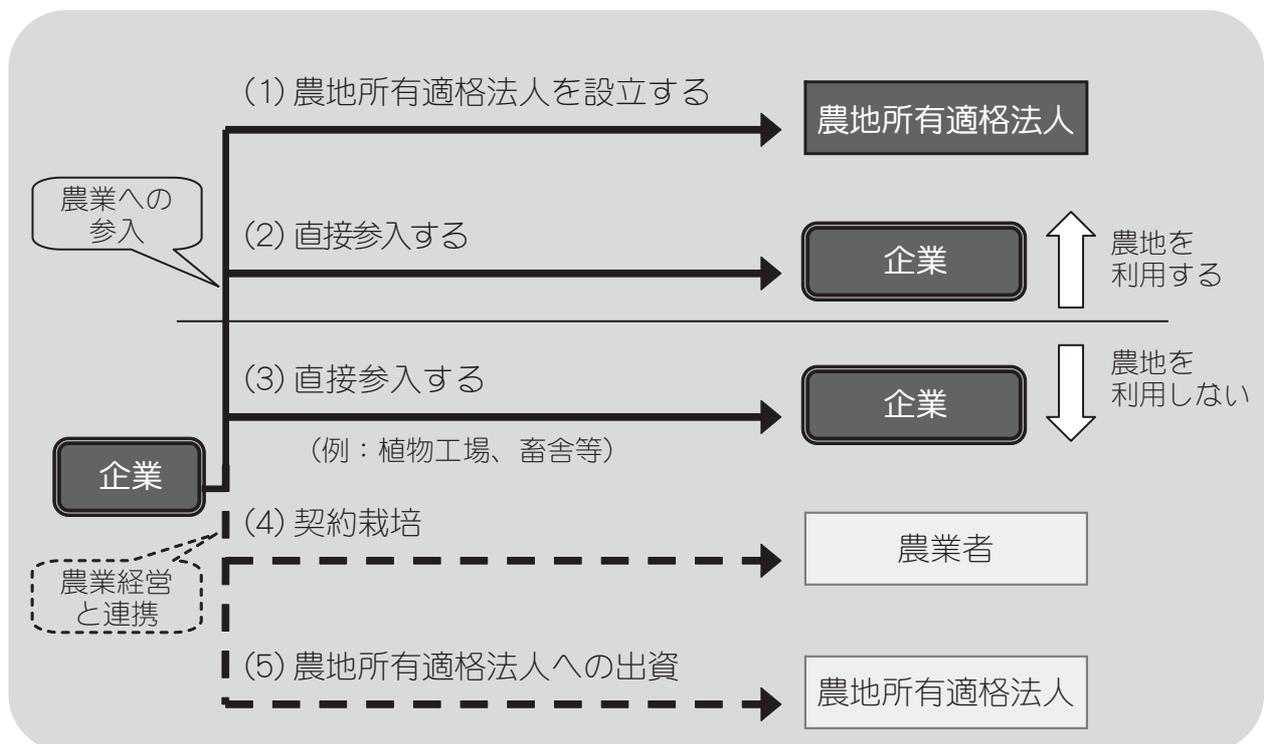
また、参入後は、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守やこれら施設の保全活動への参加、鳥獣害対策への協力等が求められます。



## 8 企業の農業参入形態

近年、農業者との契約栽培や、企業が農地所有適格法人へ出資することにより、販売や加工に用いる農産物を調達する事例が増えています。さらに、企業が、農地を利用し、自ら農産物を生産するには、農地所有適格法人を設立するか、解除条件付きで農地を借り入れることで、農業を始めることができます。このガイドブックでは、**農地を借りて農業を始める方法**について、説明します。

なお、農地は、農地法により、農地の権利移動（農地の貸借や売買）が制限されています。そのため、農地の貸借や売買には、市町や農業委員会の許可等を得る必要があります。



農地を利用して、農業に参入するには、以下の2つのケースがあります。

- ①農地所有適格法人を設立して、農地所有適格法人が農地の権利（貸借、所有）を取得し、参入する方法
- ②企業が直接、農地中間管理機構から農地の権利（貸借のみ）を取得、または解除条件付きの契約で農地の権利（貸借のみ）を取得し、参入する方法

①の農地所有適格法人は、農地の貸借と所有が可能です。②の企業が直接参入する契約は、農地の貸借のみが可能であり、所有はできません。

	農地所有適格法人を設立し参入	直接参入 (農地中間管理機構を活用/解除条件付き貸借)
形態	農業及び農業関連事業を行う別法人を設立して参入	現在の会社組織のまま農業に参入
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借</li> <li>・所有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借のみ（解除条件付き契約：農地中間管理機構を活用しない場合）</li> </ul>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関連事業が売上高の過半を占めること。</li> <li>・農業関係者以外の事業者の議決権が総議決権の1/2未満。</li> <li>・役員全体の過半が、法人の農業の常時従事者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を適正に利用していない場合の貸借解除条件を契約に付している。</li> <li>・地域の農業者と適切な役割分担をし、継続的・安定的に経営を行うこと。</li> <li>・役員または重要な使用人のうち、1人以上が農業に常時従事する。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者が設立する法人と同等 →地域の農業者の理解を得やすい。</li> <li>・農地を所有できる。</li> <li>・農業関係の補助事業を活用しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存企業のまま参入が可能。</li> <li>・農地所有適格法人の要件を満たす必要がない。</li> <li>・企業の一部門として、人、資金の支援を得やすい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員条件等）を満たす経営が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を所有できない。</li> </ul>



## (1) 農地所有適格法人とは

農地所有適格法人とは、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいい、農地法第2条第3項によって規定されています。

設立する法人は、(3)の4つの要件を全て満たした上、農地中間管理事業法により農用地利用配分計画が公告、または農地法第3条の申請により農地等の所有権移転、賃借権の設定等について農業委員会の許可を受けるか、農業経営基盤強化促進法により農用地利用集積計画が公告されることで、対外的に農地所有適格法人と呼ばれます(農地所有適格法人として、行政庁が認定する行為はありません)。

## ※農業委員会

農業委員会等に関する法律に基づき、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を目的に各市町に設置されている機関。市町に農業委員会事務局が置かれており、農地に関する相談、許可審議等を行う。



## ※農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により、農地の権利移転を行う際、市町長が作成する農用地の権利移転のための計画。

## ※農用地利用配分計画

農地中間管理事業法に基づき、農地中間管理機構が中間保有している農用地の権利移転を行う際、機構が作成する農用地の権利移転のための計画で県が公告する。

## (2) 親会社の農地所有適格法人への支援

項目	支援内容
出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が、構成員として総議決権の1/2未満を上限に出資できます。</li> <li>なお、この上限は、農業関係者以外の者が会社の支配権を有することのないように定められたものであり、議決権のない株式は、この制限に該当しません。(議決権のない株式の所有者も、構成員の要件を満たす必要があります。)</li> </ul>
機械施設等リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が、農業生産に必要な農業用機械・施設を購入し、農地所有適格法人にリースすることで農地所有適格法人の初期投資を抑える事例がみられます。</li> </ul>
農産物の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が、農地所有適格法人の生産した農産物を販売又は加工を目的に購入する際、農地所有適格法人の経営状況により買入価格を調整する事例があります。</li> </ul>

### (3) 農地所有適格法人となるための要件（4つの要件）

#### 1 法人形態要件

農業法人の法人形態は、以下のいずれかです。

株式会社（株式の全部について譲渡制限のあるもの）、  
合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人

##### ※株式の譲渡制限

農地所有適格法人として農地を利用して農業経営を行う株式会社は、農業者主体の運営を保つため、農地法において株式の譲渡制限が必要となる。このため、定款において株式譲渡について会社の承認（取締役会・株主総会の決議）を必要とする旨を定める。



## 2 事業要件

農地所有適格法人の事業の要件は、「主たる事業が農業であること」です。  
農業（関連事業を含む。）が売上高の過半である必要があります。

### 農業（関連事業を含む）

・ 関連事業：法人の行う農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つもの

〔 農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売  
農業生産資材製造  
農作業受託 林業 共同利用施設の設置  
農村滞在型余暇活動に利用する民宿 等 〕

売上高  
で過半

その他事業 例 民宿、キャンプ場、造園、除雪 等

### ※農業関連事業

- ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工  
→みかんを生産する法人が、その生産したみかんに加え、他の生産者から購入したみかんを原材料にジュースの生産を行う場合等  
→法人で生産した米を使ったおにぎりや、生産した肉を使って、他から仕入れた米、パンや野菜等を添えたステーキを販売するレストラン等の設置運営をする場合等
- ②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売  
→みかんを生産する法人が、その生産したみかんに加え、他の生産者が生産したみかんを貯蔵、運搬又は販売を行う場合等  
→法人で生産した農畜産物及び他の農業者が生産した農畜産物を消費者に販売する場合等
- ③農業生産に必要な資材の製造  
→肉用牛の一貫経営を行う法人が、飼育に使用する飼料に加えて、他の畜産農家等に販売するため飼料の製造を行う場合等
- ④農作業の受託  
→法人の作業に加え、他の農家のその農業に関連する作業を受託する場合等
- ⑤農村滞在型余暇活動への利用を目的とした施設の設置、運営並びに必要な役務の提供  
→観光農園や農園利用方式の市民農園、農作業体験を行う都市住民等が宿泊休養するための施設、施設内に設置された農畜産物等の販売施設等、その他農園、施設内で行われる各種サービス

### 3 構成員要件

農地所有適格法人の構成員となれるのは、その法人に対して、①農地の権利の提供者、②常時従事者（原則として年間150日以上従事）、③基幹的な農作業を委託した個人、④地方公共団体、農協、農地中間管理機構等です。

#### 【農業関係者】

- ・ 農地の権利を提供した個人
- ・ 法人の農業の常時従事者
- ・ 農地中間管理機構
- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会
- ・ 地方公共団体
- ・ 作業委託農家
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人

総議決権の  
1/2超

#### 【農業関係者以外】

上記以外

総議決権の  
1/2未満

#### ※構成員

農地所有適格法人の構成員は、株式会社では株主、農事組合法人では組合員、合同会社・合名会社・合資会社では社員を示す。

#### ※法人の農業の常時従事者

常時従事者とは、農業（総務等の業務含む）及び関連事業（農畜産物の加工、販売等）を併せて、年間150日以上従事する者をいう。但し、150日未満でも構成員一人当たりの平均労働日数の3分の2以上かつ最低60日以上の従事日数があれば、常時従事とみなされる。

（150日 > 法人の年間総労働日数 / 法人の構成員の数 × 2/3 ≥ 60日）

## 4 役員要件

農地所有適格法人の役員要件は、

- ①農地所有適格法人の役員等（理事、取締役、業務執行社員）の過半の者が、法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、
- ②役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

※役員等

株式会社は取締役、農事組合法人は理事、合同会社・合名会社・合同会社は業務執行権を有する社員を示す。

※法人の農作業

耕うん、整地、播種、施肥、病害虫防除、刈取り、水の管理、給餌、敷きわらの取りかえ等、耕作又は養畜に直接必要な作業をいい、帳簿の記帳や集金等は農作業に含まれない。

※代表権を有する者

農業が営まれる地域に居住し、農業に常時従事する構成員であることが望ましいとされている。

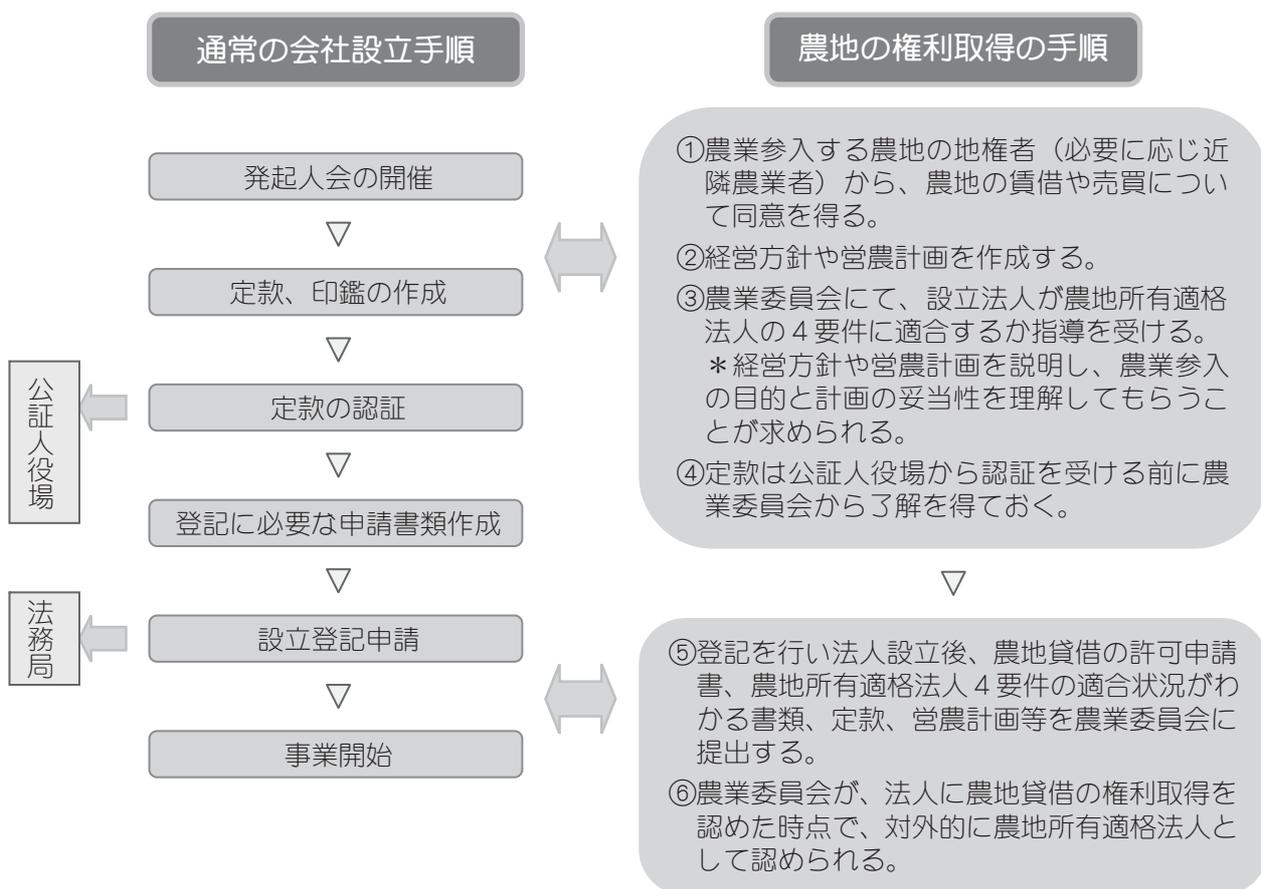
## その他

- ① 毎年、事業報告が義務付けられています。  
農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。この毎年の報告をせず、または、虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料が課せられます。
- ② 継続して要件を満たす必要があります。  
農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農業委員会は法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

#### (4) 農地所有適格法人の設立手順

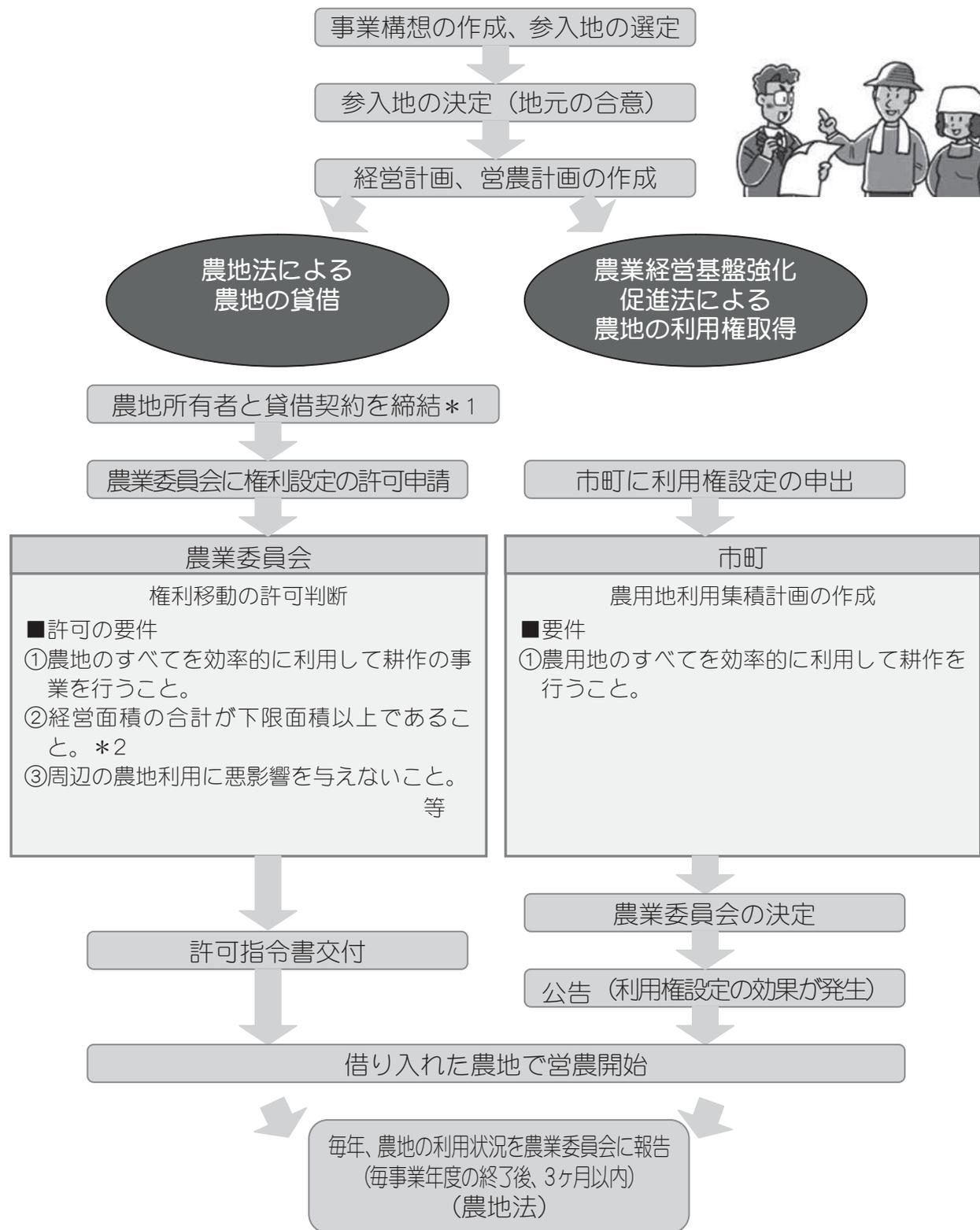
農地所有適格法人を設立するには、農地所有適格法人の4つの要件を満たす法人を設立した上で、法人として農地の権利を取得する必要があります。そのため、通常の法人設立業務に加えて、農業参入する農地の地権者、市町の農政担当部局、農業委員会の事前調整や経営方針や営農計画の作成が必要です。

#### 農地法、農業経営基盤強化法の場合



(5) 農地所有適格法人の農地貸借の手順

農地の貸借・使用貸借権（利用権）の取得は、農地法によるものと、農業経営基盤強化促進法によるものがあります。また、平成26年4月より、新たに、農地中間管理事業による貸借が始まりました。

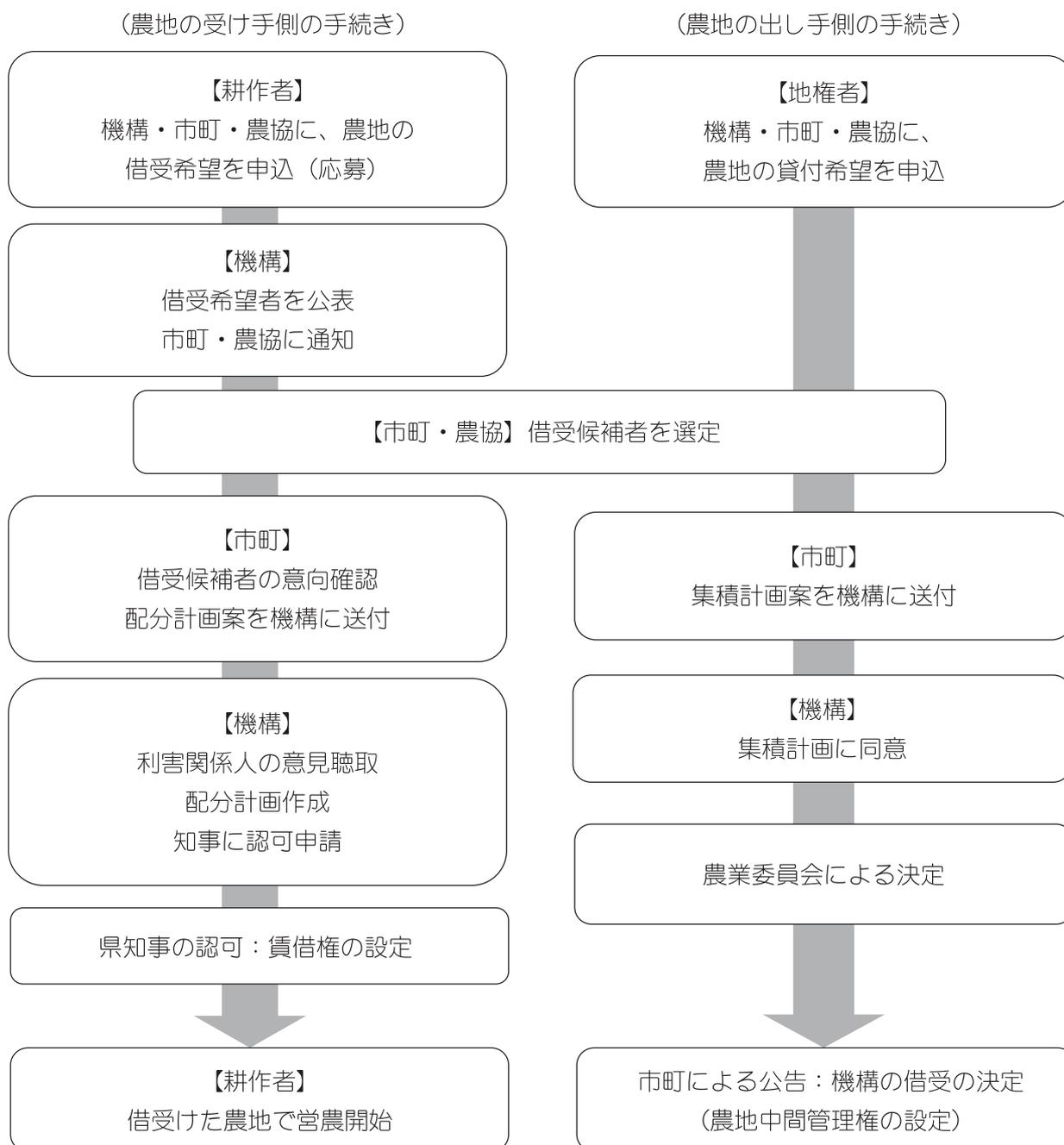


- \* 1 農業委員会の許可が無い場合、効力を発しない。
- \* 2 農地貸借後の経営面積が、一定の面積以上になる必要があります。原則は50aですが、特例として50a以下の面積を設定している市町もあります（令和3年2月現在）。
- \* 農地所有適格法人は、上記手続きにより、所有権の取得も可能です。

平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、平成26年4月より新たに農地中間管理事業による農地の貸借が始まりました。

農地中間管理機構（公益社団法人静岡県農業振興公社）が地権者から農地を借り入れ、耕作者に貸し付けます。耕作者は経営規模の拡大や農地の集約化ができ、借入期間中は安心して耕作ができます。また、契約と賃借料の支払い先は農地中間管理機構1か所だけで済むため、支払手続き等が簡略化できます。

### （1）農地中間管理事業による農地貸借の手順



※地域の話合いを通じて耕作者と地権者のマッチングが整っている場合は、集積計画のみで賃借権等の権利を設定することができます（集積計画一括方式）。手続きの詳細は市町・農協・機構へお問い合わせください。



## 11 解除条件付きの農地貸借

平成21年の農地法の改正により、農地所有適格法人以外の一般の法人でも、借りた農地を適正に利用していない場合に貸借を解除できる旨の条件を付けて、農地を借りることができることになりました。

### (1) 貸借の条件

解除条件付きで農地を貸借するには、以下の要件を全て満たす必要があります。

#### 1 解除条件

- ①農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること。
- ②撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項を契約上明記すること。
  - ・原状回復義務
  - ・原状回復の費用負担者
  - ・損害賠償の取り決め
  - ・違約金支払いの取り決め

#### 2 地域における適切な役割分担

- ①農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力 等
  - ②機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行うことが見込まれること。
- \*①や②は、農業委員会（農地法の場合）や市町（農業経営基盤強化促進法の場合）との協定や確約書で判断されます。

#### 3 業務を執行する役員の常時従事

業務を執行する役員又は重要な使用人のうち1名以上が、法人の行う耕作の事業に常時従事すること。

\*業務を執行する役員とは、会社法上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持てる者。

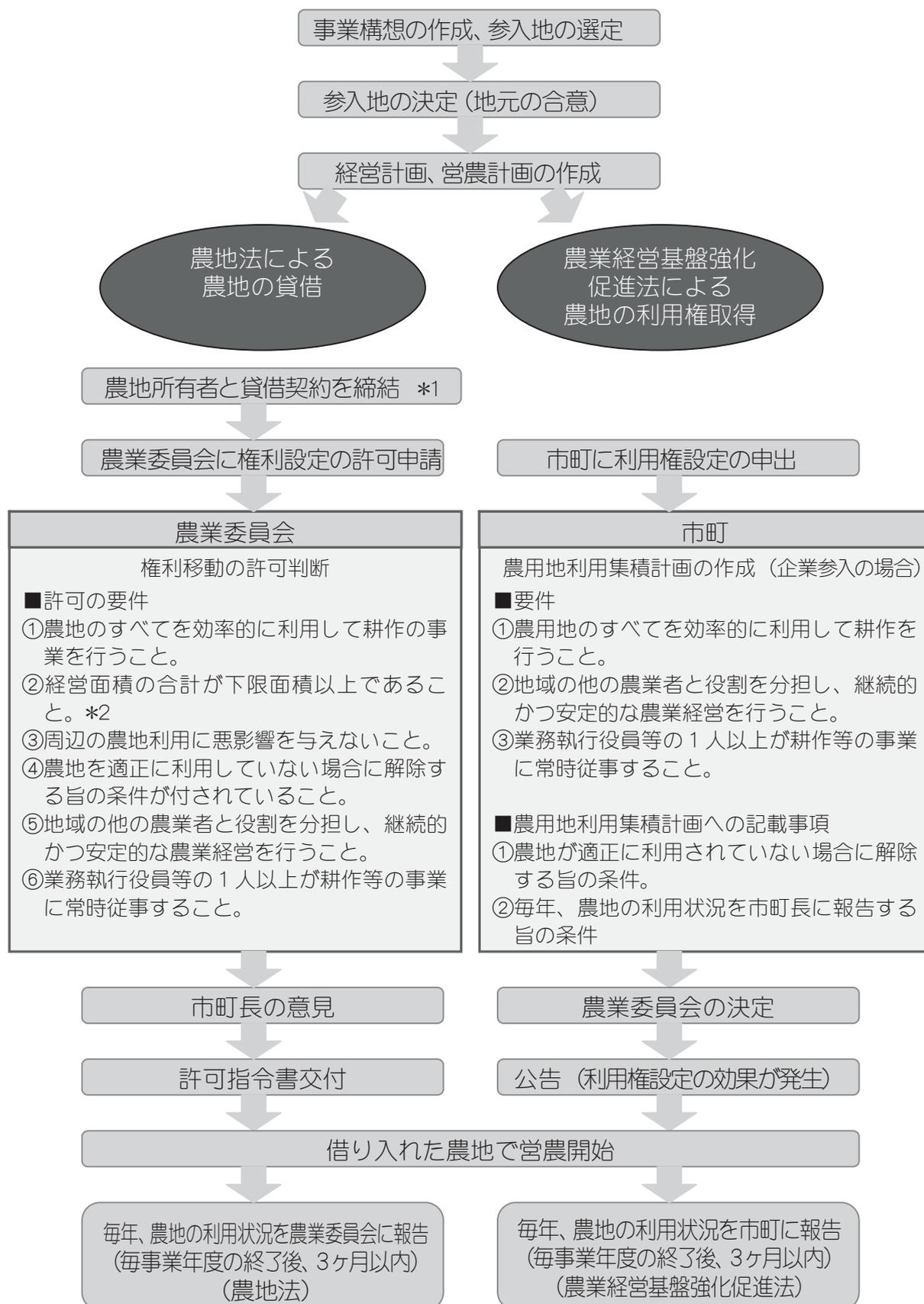
\*耕作の事業に常時従事するとは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。

#### その他

解除条件付きで農地を貸借した場合は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会（農地法の場合）または市町（農業経営基盤強化促進法の場合）に報告しなければなりません。

## (2) 解除条件付き農地貸借の手順

農地の貸借・使用貸借権（利用権）の取得は、農地法によるものと、農業経営基盤強化促進法によるものがあります。



\* 1 農業委員会の許可が無い場合、効力を発しない。

\* 2 農地貸借後の経営面積が、一定の面積以上になる必要があります。原則は50aですが、特例として50a以下の面積が設定されている市町もあります（令和3年2月現在）。

## 12 認定農業者制度

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を市町が認定する制度です。

農業経営改善計画の達成を支援するため、関係機関が様々な施策を重点的に実施しています。農業経営を営む法人であれば、農地所有適格法人であるなしに関わらず、認定の対象となります。なお、令和2年度から、複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて県又は国が農業経営改善計画の認定を一括で行うことになりました。

### 市町

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定

- ・ 5年ごとに作成する10年間の計画。  
効率的かつ安定的な農業経営の育成の目標、農用地の利用集積の目標等を定める。
- ・ 育成すべき農業経営の目標を定める。  
営農類型ごとに農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等



### 農業者

「農業経営改善計画」の作成

農業経営改善計画には、概ね5年後を目指した以下の大きな4つの目標と目標達成のための取組内容を記載する。

- ①経営規模の拡大の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ②生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入等）
- ③経営管理の合理化の目標（複式簿記の記帳等）
- ④農業従事の態様等の改善の目標（休日制の導入等）



### 市町

「農業経営改善計画」の認定

<認定基準>

- ・ 市町の基本構想に照らして適切なものであるか。
- ・ 達成できる計画であるか。
- ・ 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか。



### 関係機関

「農業経営改善計画」の達成に向け、関係機関が支援

<主な支援制度等>

- ・ スーパーL資金、スーパーS資金、近代化資金の低利子化
- ・ 農地の利用集積のための支援
- ・ 税制上の特例（農業経営基盤強化準備金）
- ・ ゲタ・ナラシ等の経営所得安定対策への加入
- ・ 農業者年金保険料の補助制度
- ・ 農業経営改善セミナーによる経営分析、経営相談、経営管理能力の向上

## 13 農業制度資金

農業制度資金は、農業の方が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。県がJA等の融資機関に対して利子補給等を行っているため、一般的な融資に比べて、融資期間が長く、低金利や無利子で融資を受けられます。

静岡県では、農業に参入する企業を対象とした農業近代化資金を用意し、企業の参入を支援しています。

資金の種類	対象者	資金の用途	貸付限度額 (*1)	償還期限 (据置期間) (*1)	融資率	貸付 利率 (*2)
農業近代化資金	農業参入法人	農業経営開始に必要な施設の建設、機械の購入、農地等の改良、造成、長期運転資金等	1.5億円	15年以内 (3年以内)	80%	0.30%
	認定農業者		2億円	15年以内 (7年以内)	100%	0.16~ 0.30%
	農業を営む法人			15年以内 (3年以内)	80%	0.30%
経営体育成強化資金	農業参入法人	農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等	1.5億円	25年以内 (3年以内)	80%	0.30%
	農業を営む法人		5億円			
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	農地等取得、農業施設・機械の取得及び改良等経営改善に必要なすべての資金	10億円	25年以内 (10年以内)	100%	0.16~ 0.30% (*3)
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	肥料・飼料代、農機具等の購入費、施設・機械修繕費等	2,000万円	1年以内	100%	1.50%

\*1：貸付限度額、償還期限(据置期間)は法人の場合のものです。

\*2：令和3年3月18日金利改定 現在

\*3：「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた法人、または、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた法人については、条件により貸付当初5年間は実質無利子となります。